

子育て世帯への臨時特別給付金の申請を忘れずに！

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当を受給する世帯に対し、子育て世帯への臨時特別給付金を支給しています。

■支給対象者

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者
※町内に住所を有する公務員で未申請の人に限りです。

■給付額

対象児童一人当たり1万円

臨時特別出産給付金の支給額が変わりました

4月28日以降に出生した子どもの保護者を支給対象とする臨時特別出産給付金の支給額を5万円から10万円に変更しました。すでに5万円を支給された人でも、追加で5万円を

不妊治療費の助成を行っています

町では、一般不妊治療費および特定不妊治療費助成事業を実施しています。子どもを希望しているものの子どもに恵まれない夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を負担します。ただし第三者からの精子・卵子提供や代理母、代理懐胎は対象としません。

特定不妊治療費助成は「岩手県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成を受けている人に限ります。詳しい助成対象、金額、手続き方法などはお問い合わせください。
■問い合わせ先
保健センター ☎46-5571

学生応援地域産品給付事業を実施します

新型コロナウイルス感染症の影響により、さまざまな困難に直面している町出身の学生に向けて、地域の特産品などの詰め合わせを贈り、学生生活を応援します。

■対象者(次の全てに該当する人)

- ①大学(短期大学含む)、高等専門学校(4、5年および専攻科)、専修学校(高等課程除く)、予備校に在学し、保護者の元を離れ、他県に在住している学生。
②申請時において、保護者が町内に住所を有している。
③学生本人が在学に伴い給与の支給を受けていない。

■申請について

申請書を町ホームページからダウンロードしてください(役場農林振

森林の伐採、開発には手続きが必要です

森林を伐採、開発する際には、事前に届出や許可申請の各種手続きが必要となります。

森林の伐採、開発の計画がある場合は、農林振興課または一関農林振興センターにご相談ください。

■連絡先

- ▽保安林以外の森林での立木の伐採 農林振興課
▽保安林での立木の伐採や土地の形質の変更 一関農林振興センター

医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)が本格運用を始めました

厚生労働省ではMEISを構築し、本格運用が開始されました。MEISは、医療的ケアが必要な児童などが救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、その対応に当たる医師・医療機関(特に救急医)などが迅速に必要な患者情報を共有できるようにするためのシステムです。MEISの利用に当たっては、医療的ケア児の家族および主治医による事前の申請・登録が必要です。

■申請方法等

詳しくは厚生労働省のサイトをご覧ください。



■問い合わせ先

保健センター ☎46-5571



令和3年度新入学児童就学時健康診断を実施します

令和3年春の小学校入学に備え、新1年生になる児童を対象に健康診断を行います。保護者には9月下旬にお知らせを送る予定です。

■検査項目

内科検診、眼科検診、耳鼻科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査、言語検査、知能検査

■その他

児童の健康状態を把握し、安心して学校生活を送るために必要な健康診断ですので、お知らせに記載された日時に必ず受診してください。

■日程

10月~11月
※詳しい日程については、9月下旬に発送するお知らせをお待ちください。
■対象者
平成26年4月2日から27年4月1日生まれの人

■問い合わせ先

教育委員会 ☎46-5576

農地パトロールを実施します

9月9日(水)から24日(木)にかけて、農地の利用状況を確認するため、農地パトロールを実施します。

調査は、農業委員会の腕章と身分証明書を携行した農業委員と農地利用最

野外焼却は禁止されています

野外焼却は、廃棄物の処理および清掃に関する法律や県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例において、次の例外規定を除き禁止されています。

《例外で認められている焼却》

- ①法令に基づく焼却(伝染病家畜、松くい虫被害伐採木などの焼却)
②風俗慣習上の行事のための焼却(火祭り、どんと焼きなど)
③農林漁業のためのやむを得ない焼却(草、木の葉、枝、もみガラ、わらなどの焼却)
④学校教育などのための焼却(キャンプファイヤーなど)
⑤落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却(落ち葉、一時的に出される)

ホームページへのバナー広告を募集します

町では、町ホームページへのバナー広告掲載を希望する企業、事業所を募集します。

■掲載期間

1カ月単位(複数月の申し込み可)
■掲載料:1カ月1万円

適化推進委員が巡回し確認するため、私有地に立ち入ることもありません。ご理解ご協力をお願いします。
■問い合わせ先
農業委員会 ☎46-5567

少量のせんでい枝、空き地の刈り取った草木の焼却)
※①~⑤であっても廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革の焼却は認められておりません。

しかし、野外焼却禁止の例外規定とされる行為であっても、焼却による煙や臭いで苦情が寄せられる場合があります。その場合には野外焼却を行うこととなりますので、やむを得ず例外規定とされる野外焼却を行う場合には、周辺住民へ迷惑が掛からないよう配慮をお願いします。

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

■その他

詳しい内容については町ホームページをご覧ください。
■申し込み・問い合わせ先
まちづくり推進課 ☎46-5578

